

2022年4月1日

株式会社クニカ工業

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性がより活躍できる雇用環境の整備を推し進めるとともに、男女問わず仕事と家庭生活の両立ができる環境を整備するため、次のような行動計画を策定いたしました。

計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの5年間

目標 社員一人当たりの月平均残業時間を15時間以内とする

実施期間・取組内容

R4年4月～ 長時間労働削減の方針について社長からメッセージを発信する。(毎年1回)

R4年10月～ 各部署ごとの平均残業時間を毎月集計し、社内で共通把握できるようにする。
また、業務内容を見直し、残業時間削減するための計画を策定する。

R5年4月～ 所定外労働時間が多い従業員には個別ヒアリングを行い所属部署に対して
間外労働の原因究明と改善策を提出させる。

R6年4月～ ノー残業デーなど柔軟な働き方を可能にする制度の導入を推進する。

R8年4月～ 社内の業務効率化への優れた取組に対して表彰を行い、好事例として全体へ
周知する。

<女性の活躍に関する情報公表項目について>

区分	情報公表項目
① 女性労働者に対する 職業生活に関する機会の提供	男女別の再雇用または中途採用の実績 男性：5名 女性：5名
② 職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備	労働者の一月当たりの平均法廷時間外労働時間 18622.5H 対象労働者年間延べ人数 91名 一月当たりの平均法廷時間外労働時間 17.05H

一般事業主行動計画

計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

目標1 働き方の見直しを通して所定外労働時間の削減に取り組む

対策 ノー残業デーの導入推進
令和元年度の時間外労働の実態調査を行い各工場ごとに把握する
所定外労働時間が月60時間以上の従業員に個別ヒアリングを行い
所属部署に対して時間外労働の原因究明と改善策を提出させる。

目標2 計画期間内に有給休暇の取得を1人年間10日あたりとする

対策 有給取得奨励日を設定する
計画に沿って取得できるよう促進し、取得状況を社員に周知していく